

富山県地域防災計画

地震・津波災害編

令和5年3月修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画

地震・津波災害編

富山県防災会議

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）用語例

1 防災関係機関の用語例

- (1) 防災関係機関：県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者をいう。（防災関係機関のうち特にある機関を取り出し、「県、市町村及び防災関係機関は……」等と用いている場合、その「防災関係機関」は特に例示している機関以外の防災機関をさす。）
- (2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 4 号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、管区海上保安本部及び地方環境事務所をいう。
- (3) 指定公共機関：災対法第 2 条第 5 号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。
- (4) 指定地方公共機関：災対法第 2 条第 6 号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、株式会社北國新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。
- (5) ライフライン機関：当計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をさす。

2 語の読み替え

県各部局の名称は、県災害対策本部を設置したときは、「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」に定める名称に読み替える。

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）の体系

第1章 総 則	基本方針	第1節	計画の目的	
		第2節	防災の基本方策	
	役割分担	第3節	防災関係機関等の責務	
		第4節	社会構造の変化への対応	
	社会構造の変化	第5節	県内の活断層と地震	
		第6節	本県における津波	
第2章 地震・津波災害予 防対策	災害に強い県土づくり	第1節	防災都市づくり	
		第2節	都市基盤整備等の安全性強化	
		第3節	津波に強い県土づくり	
	地震・津波防災の体制づくり	第4節	防災活動体制の整備	
		第5節	救援・救護体制の整備	
	地震・津波への日常の備え	第6節	防災行動力の向上	
		第7節	調査研究	
	第3章 地震・津波災害応 急対策	迅速、的確な初動態勢	第1節	応急活動体制
			第2節	情報の収集・伝達
			第3節	災害救助法の適用
			第4節	広域応援要請
		緊急救護活動	第5節	救助・救急活動
			第6節	医療救護活動
			第7節	消火活動
		各種の被災者救援活動	第8節	避難活動
			第9節	交通規制・輸送対策
			第10節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
			第11節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
			第12節	警備活動
		被害拡大防止対策	第13節	遺体の捜索、処理及び埋葬
第14節			危険物・毒物等防災対策	
第15節			水害・土砂災害対策	
社会諸機能の応急復旧活動		第16節	海上における災害応急対策	
		第17節	ライフライン施設等の応急復旧対策	
		第18節	公共施設等の応急復旧対策	
		第19節	応急住宅対策等	
応急公用負担		第20節	教育・金融・労働力確保対策	
		第21節	応急公用負担等の実施	
第4章 地震・津波災害復 旧対策	第1節	民生安定のための緊急対策		
	第2節	激甚災害の指定		
	第3節	公共土木施設の災害復旧計画		

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の性格	2
第3 計画の構成	2
第2節 防災の基本方策	4
第1 防災についての考え方	4
第2 防災の各段階における基本方策	4
第3 各種計画等の作成	5
第3節 防災関係機関等の責務	7
第1 防災関係機関等の責務	7
第2 防災関係機関等の業務大綱	8
第3 役割分担	13
第4節 社会構造の変化への対応	14
第5節 県内の活断層と地震	16
第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方	16
第2 地形、地質、地盤の特性	16
第3 過去の地震	19
第4 被害想定	21
第5 富山県に関わる活断層の地震評価	31
第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」	32
第7 減災目標の設定	32
第6節 本県における津波	34
第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	34
第2 津波シミュレーション調査	34
第2章 地震・津波災害予防対策	43
第1節 防災都市づくり	44
第1 防災ブロックの形成	44
第2 防災空間の整備拡大	45
第3 建築物の耐震不燃化の促進	45
第4 市街地の再開発	50
第2節 都市基盤等の安全性の強化	51
第1 公共土木施設等の耐震性等強化	52
第2 ライフライン施設の安全性強化	54
第3 廃棄物処理施設の安全性強化	63

第4	危険物施設等の安全性強化	64
第5	地盤の液状化対策の推進	67
第3節	津波に強い県土づくり	68
第1	海岸保全施設等の整備	68
第2	津波に強いまちづくり	69
第4節	防災活動体制の整備	73
第1	防災拠点施設の整備	74
第2	救出救助用資機材の整備	77
第3	通信連絡体制の整備	77
第4	業務継続体制の確保	82
第5	緊急輸送ネットワークの整備	82
第6	航空防災体制の強化	86
第7	相互応援体制の整備	89
第8	積雪時の震災対策	99
第9	災害復旧・復興への備え	100
第5節	救援・救護体制の整備	102
第1	消防力の強化	103
第2	医療救護体制の整備	107
第3	緊急避難場所・避難場所・生活救援物資等の確保	111
第4	災害救援ボランティア活動の支援	120
第5	応急危険度判定体制の確立	122
第6	孤立集落の予防	123
第6節	防災行動力の向上	125
第1	防災意識の高揚	125
第2	自主防災組織の強化	130
第3	防災訓練の充実	135
第4	要配慮者の安全確保	137
第7節	調査研究	141
第1	地震・津波に関する調査研究の推進	141
第2	地域危険度調査研究の推進	143
第3章	地震・津波災害応急対策	144
第1節	応急活動体制	145
第1	県の活動体制	145
第2	市町村の活動体制	152
第3	防災関係機関の活動体制	153
第4	災害救援ボランティアの受入れ	153
第5	帰宅困難者対策	155

第2節	情報の収集・伝達	157
第1	被害状況等の収集・伝達活動	157
第2	地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動	162
第3	通信連絡体制	170
第4	広報及び広聴活動	173
第3節	災害救助法の適用	177
第1	災害救助法の適用	177
第2	救助実施体制	178
第4節	広域応援要請	180
第1	相互協力	180
第2	応援要請	185
第5節	救助・救急活動	190
第1	救助活動	190
第2	救急活動	192
第3	消防応援要請	192
第4	惨事ストレス対策	193
第6節	医療救護活動	194
第1	連絡体制	195
第2	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	196
第3	富山県ドクターヘリの派遣	196
第4	医療救護班の派遣	197
第5	医療救護所の設置及び運営	197
第6	後方医療体制	198
第7	医薬品、血液の供給体制	198
第8	医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応	198
第9	被災地における保健医療の確保	199
第10	精神保健医療体制	199
第7節	消火活動	201
第1	県民の活動	201
第2	自主防災組織、事業所の活動	201
第3	消防機関の活動	202
第4	消防応援要請	203
第5	惨事ストレス対策	203
第8節	避難活動	204
第1	避難指示及び誘導	205
第2	津波に関する避難指示及び誘導	207
第3	津波からの避難	208
第4	指定緊急避難場所及び指定避難場所並びに避難道路の運用	209
第5	避難所の設置・運営	210

第6	要配慮者の支援	212
第7	精神保健対策	214
第8	飼養動物の保護等	215
第9節	交通規制・輸送対策	216
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	216
第2	緊急交通路の確保	217
第3	災害時における車両の移動等	219
第4	輸送車両、船舶、航空機の確保	219
第10節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	224
第1	飲料水の供給	224
第2	食料・生活必需品の供給	225
第3	物価安定・消費者保護対策	228
第11節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	231
第1	し尿処理	231
第2	ごみ、災害廃棄物の処理	232
第3	産業廃棄物処理	233
第4	防疫対策	233
第5	食品衛生対策	234
第12節	警備活動	236
第1	犯罪の予防、取締り	236
第2	行方不明者の捜索	237
第13節	遺体の捜索、処理及び埋葬	239
第1	遺体の捜索	239
第2	遺体の処理	239
第3	遺体の埋葬	240
第14節	危険物・毒物等防災対策	241
第1	危険物等大量貯蔵所	241
第2	高圧ガス製造事業所等	241
第3	毒物劇物取扱施設	242
第4	学校における毒物劇物取扱対策	242
第15節	水害・土砂災害対策	243
第1	水防対策	243
第2	土砂災害対策	244
第16節	海上における災害応急対策	247
第1	災害情報の収集・伝達	247
第2	海上における災害防止措置	248
第17節	ライフライン施設の応急復旧対策	251
第1	電力施設	251

第2	ガス施設	253
第3	上水道施設	255
第4	下水道施設	257
第5	通信施設	258
第18節	公共施設等の応急復旧対策	259
第1	公共土木施設等	259
第2	鉄道施設等	264
第3	社会公共施設等	265
第19節	応急住宅対策等	267
第1	応急仮設住宅の確保	267
第2	被災住宅の応急修理	269
第3	建設資機材等の調達	270
第4	応急危険度判定活動	270
第5	建築制限及び緩和措置	272
第6	災害の拡大防止と二次災害の防止	272
第20節	教育・金融・労働力確保対策	274
第1	応急教育等	274
第2	応急金融対策	277
第3	労働力の確保	278
第21節	応急公用負担等の実施	280
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	280
第2	他の法律に規定する公用負担	282
第4章	地震・津波災害復旧対策	285
第1節	民生安定のための緊急対策	286
第1	被災者の生活確保	285
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	294
第3	税の徴収猶予及び減免等	295
第4	郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	296
第2節	激甚災害の指定	297
第1	激甚災害指定手続	297
第2	特別財政援助額の交付手続等	301
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	303
第1	災害復旧計画の策定等	303
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	303
第3	大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用	304
巻末図		304

